

平成21年5月

滋賀県議会臨時会議案

目 次

	頁
議第138号 平成21年度滋賀県一般会計補正予算（第3号） .....	1
議第139号 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案 .....	3
議第140号 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案 .....	4
議第141号 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案 .....	5
議第142号 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案 .....	6
議第143号 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案 .....	7
議第144号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 .....	8
議第145号 財産の取得につき議決を求めることについて .....	9

# 一般会計補正予算

## 議第138号

## 平成21年度滋賀県一般会計補正予算（第3号）

平成21年度滋賀県一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 105,170千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 493,995,783千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成21年 5月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰入金		千円 24,527,201	千円 105,170	千円 24,632,371
	2 基金繰入金	22,306,185	105,170	22,411,355
歳入合計		493,890,613	105,170	493,995,783

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 健康福祉費		千円 68,434,793	千円 105,170	千円 68,539,963
	5 公衆衛生費	20,136,087	84,946	20,221,033
	8 医薬費	2,401,696	20,224	2,421,920
歳出合計		493,890,613	105,170	493,995,783

# 条 例 案

## 議第139号

## 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年5月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項および第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」と、同条第3項中「100分の160」と、とあるのは「100分の145」と、とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成21年6月の期末手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定により期末手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係る期末手当の取扱いについては、この条例の施行後、人事委員会により行われる平成21年度の期末手当および勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

改正後の滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新条例」という。）付則第2項の規定による読替え前の新条例第8条第2項の規定による読替え後の滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第20条第2項	新条例付則第2項の規定による読替え後の新条例第8条第2項の規定による読替え後の滋賀県職員等の給与に関する条例第20条第2項
新条例付則第2項の規定による読替え前の新条例第8条第3項の規定による読替え後の滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）第17条第2項	新条例付則第2項の規定による読替え後の新条例第8条第3項の規定による読替え後の滋賀県公立学校職員の給与に関する条例第17条第2項

## 議第140号

滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年5月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成21年6月の期末手当を改正後の滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「新条例」という。）付則第2項の規定による読替え前の新条例第6条第2項の規定による読替え後の滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第20条第2項の規定により算定することとした場合における同項に規定する割合と新条例付則第2項の規定による読替え後の新条例第6条第2項の規定による読替え後の滋賀県職員等の給与に関する条例第20条第2項の規定により期末手当を支給する際に現に用いられる同項に規定する割合との差に相当する割合に係る期末手当の取扱いについては、この条例の施行後、人事委員会により行われる平成21年度の期末手当および勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。



## 議第141号

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年 5月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 9 平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第3項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第142号

## 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年5月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。  
付則中第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例）

- 15 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第20条第2項および第3項ならびに第21条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第21条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

## 付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 平成21年6月の期末手当および勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条例の施行後、人事委員会により行われる平成21年度の期末手当および勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

改正後の滋賀県職員等の給与に関する条例（以下「新条例」という。）付則第15項の規定による読替え前の新条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	新条例付則第15項の規定による読替え後の新条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
新条例付則第15項の規定による読替え前の新条例第21条第2項	新条例付則第15項の規定による読替え後の新条例第21条第2項

## 議第143号

滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年5月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和24年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第144号

## 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成21年5月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例）

- 14 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第17条第2項および第3項ならびに第18条第2項の規定の適用については、第17条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第18条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

## 付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 平成21年6月の期末手当および勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条例の施行後、人事委員会により行われる平成21年度の期末手当および勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

改正後の滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）付則第14項の規定による読替え前の新条例第17条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	新条例付則第14項の規定による読替え後の新条例第17条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
新条例付則第14項の規定による読替え前の新条例第18条第2項	新条例付則第14項の規定による読替え後の新条例第18条第2項

# そ の 他 の 議 案

## 議第145号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成21年5月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および取得予定価格

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 1 財産の種類     | 消耗品                       |
| 2 取得物品および数量 | 抗インフルエンザウイルス薬 570,000カプセル |
| 3 取得予定価格    | 109,884,600 円             |
| 4 取得の目的     | 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬          |

(参 考)

取得の相手方 東京都北区浮間五丁目5番1号  
中外製薬株式会社  
営業本部長 中 村 直 隆